

令和6年第7回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月9日(火)

午前9時30分開会

午前10時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

5番 松井 祥壮

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 12名)

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 掘田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 岡村 昭男

推進委員 安井 多佳子

推進委員 登 宏太郎

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(1名)

4番 是佐 恵美子

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

主任主事 武田 枝梨加

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	だいまから、令和 6 年第 7 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、10 番、吉田委員さん、11 番、中谷委員さんのご両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 ご説明をお願いいたします。
事務局	議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページになります。 番号 39 番、農地の所在は、友田字清水、登記地目は田で、面積は 1 筆の 803 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 11 年 12 月 31 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。 本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 39 番、小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。39 番の農地利用地貸借について説明をいたします。6 月 13 日に当議員、事務局さんと 3 名で現地確認をいたしました。場所は、友田の乙丸という地区になります。利用権を移転する〇〇さんですが、去年まで〇〇さんのお

	母様の弟さんが田んぼを作っておられましたが、体調を崩され耕作が困難のため、今回〇〇さんへの利用権の設定を受けることとなりました。畑の裏側が、ちょうど〇〇さんの自宅でもあり、耕作するのにも便利でもあります。現地確認したところ、既に切り花やサトイモなどを耕作されておられ、何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。 この件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第３０号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３０号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いいたします。
事務局	議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は５ページから７ページになります。 まず、番号１６２番と１６３番は関連案件のため、一括で説明いたします。 番号１６２番及び１６３番、農地の所在は、吉和字実操、登記地目は田で、面積はそれぞれ１筆の１，３７０平方メートル及び１，４０６平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人はいずれも遠方により耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるため、有償の所有権移転です。 次に、番号１６９番、農地の所在は友田字尾上、登記地目は田で、面積は１筆の７９６平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。 次に、番号１７２番、農地の所在は浅原字本郷、登記地目は田で、面積は１筆の１７１平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。 番号１７６番と１７７番は関連案件のため、一括で説明いたします。

	番号１７６番及び１７７番、農地の所在は大野中央４丁目、登記地目は畑で、面積は１７６番、１７７番とも１筆の２２６平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人、譲受人とも隣接農地同士の交換のためで、交換の所有権移転です。 次に番号１７８番、農地の所在は、浅原字甘泉野、登記地目は田で、面積は１筆の１，３９１平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号１８６番、農地の所在は、玖島字正ノ原、登記地目は田で、面積は３筆の３，０２９平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 いずれも保有する機械等から判断して、農地取得後も、全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １６２番、１６３番について、中田委員さんお願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。番号１６２番、１６３番について、説明いたします。この１６２、１６３は隣接しているため、併せて説明をいたします。６月１４日に、岡職務代理、倉本推進委員、事務局とで現地に行きました。現地は、〇〇の手前５００メートルぐらいの川向こうの圃場整備した地域にあります。現地はもう既に〇〇さんにより水稻が植え付けられており、特に周囲に与える影響もないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 １６９番について、小西委員さんお願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。１６９番、農地法第３条の申請について説明をいたします。６月１３日に、委員、事務局と３名で現地確認をいたしました。場所は友田の尾上という地区になります。面積は７９６平方メートルです。譲渡人の〇〇さんは遠方に住んでおられ、農地として管理維持ができないため、また、譲受人の〇〇さんはご実家の隣の畑ということと、新規に農作物を作る予定です。以前から〇〇さんが畑の管理をされており、今現在は防草シートが貼られております。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、１７２番について、安井委員さんお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。番号１７２について説明します。 ６月１７日、古川委員、事務局とで現地調査を行いました。 所有者の〇〇さんは、遠方により耕作困難のため、自宅に近くて便利な〇〇さんに売却されました。場所は浅原本郷というところで、市野川の下流と国道１８６号線が交差する辺りです。〇〇さんは自家用の季節野菜を作られるということです。 現地調査の折には、梨やピーマンなどを植えられており、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	安井委員さん、１７８番もお願いいたします。
安井推進委員	引き続き１７８番について説明します。６月１７日、古川委員、事務局とで現地調査を行いました。場所は浅原甘泉野というところで、〇〇の対岸になります。〇〇さんは高齢になり、耕作困難になったため、〇〇さんに売却されました。〇〇さんは今年お米を作りたいということで、現地調査のとききれいに田を耕作され、箱苗も用意されておりました。現地一帯が耕作放棄地になっていました。今回のこの事案によってほぼ解消されますので、大変良いことだと思います。今回の許可申請について、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは１７６番、１７７番について、吉田委員さんお願いいたします。
１０番委員	１０番の吉田です。番号１７６番と１７７番について、土地の交換するという関連案件ですので、一緒にご説明いたします。 ６月の１４日に、山田委員、支所職員と３名で現地確認してきました。現地は小中一貫校大野学園の１００メートルぐらい海側の場所になります。この農地は、梅、柿、イチジク等の果樹が植えてあり、日頃から草刈り等も適正に管理されている隣接の地続きの土地で、土地を交換することに何ら問題はないと思われれます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、１８６番について岩木委員さんお願いいたします。

8 番委員	8 番の岩木です。 番号 1 8 6 番の 3 条申請について報告いたします。 議案書は 7 ページです。 現地は、友和と玖島の境目になるのですが、〇〇という工場がある裏側になります。6 月 1 4 日に、事務職員 2 名の方と堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。譲渡人の〇〇さんは現在耕作はされておらず、雑草が少し繁茂している状況です。譲受人の〇〇さんとの 3 条ですが、そこを整備されてそばとニンニクと、サツマイモを栽培される予定です。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それではこの 8 件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 3 1 号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 1 号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 3 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いいたします。
事務局	議案第 3 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 8 ページになります。 番号 1 6 1 番、農地の所在は河津原字下中組、登記地目は田及び畑で、面積は 2 筆の 8 7 . 6 1 平方メートルの申請です。転用理由は、侵入路及び駐車場として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続きを行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。 次に、番号 1 8 4 番、農地の所在は玖島字大沢、登記地目は畑で、面積は 1 筆の 1 3 5 平方メートルの申請です。転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請です。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

	以上で、議案第 3 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 6 1 番について木浦委員さん、願います。
2 番委員	2 番、木浦です。6 月 1 8 日に、小西委員、松井辰夫委員、事務局 1 名の 4 名で現場を調査しました。現地は県道のセブンイレブンが河津原にあるのですが、そこから玖島方面南に向かって大体 2 0 0 メートルぐらい入った廿日市市道に面するところにあります。隣接の家屋敷も全部競売などで買われて、工事をされて、きれいにもう造成されております。顛末書も出ているのですが、現場もそういう状態になっております。差し支えないと思いますので、審議のほどよろしく願います。
議長	ありがとうございました。 1 8 4 番について岩木委員さん願います。
8 番委員	8 番の岩木です。番号 1 8 4 の 4 条申請について、ご報告いたします。6 月 1 4 日に、事務職員の方 1 名と、堀田推進委員と私とで、現地を確認いたしました。現地は、〇〇の手前になりますが、既に申請地は宅地用として整備されつつありました。私らが確認に行った時には、基礎工事の硬度の掘削というか、調査をしておられました。〇〇さんは、現在居住されているのは隣接地ですが、現在の家屋は若い者に住居として使用して、そして申請人の方が今度新しく居住する場所を 4 条で申請されたわけですから。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この 2 件について、ご質問等があれば願います。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りします。 議案第 3 2 号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 2 号について、許可することに決定します。

	続きまして、議案第 3 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いいたします。 議案第 3 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 議案書は、9 ページ、1 0 ページになります。 番号 1 7 4 番、農地の所在は、宮内字入野の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は 1 筆の 1, 0 4 1 平方メートルの申請です。転用理由は駐車場として利用するための申請です。 次に、番号 1 8 3 番、農地の所在は、大野字垣ノ浦の第 2 種農地で、登記地目は畑で、面積は 3 筆の 1, 0 1 5 平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に、番号 1 8 5 番、農地の所在は、玖島字正ノ原の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は 1 筆の 1 9 0 平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場及び資材置き場として利用するための申請です。 次に、番号 1 8 7 番、農地の所在は、津田字小更の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は 1 筆の 2 4 平方メートルの申請です。転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続きを行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 3 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を終わりますご審議のほどよろしく願いいたします。
事務局	
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 7 4 番について、私岩本がご説明をいたします。
1 4 番委員(議長)	6 月 1 9 日、事務局、中山委員と現地調査をいたしました。場所は、〇〇があるんですが、すぐその下になります。この土地は、譲受人の〇〇さんの隣接地となっております。後ろがのり面、前が川というところで、全くほかの農地に悪影響はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	1 8 3 番について、中田委員さんお願いいたします。
田中推進委員	推進委員の中田です。6 月 1 4 日、1 8 3 番の現地確認を、山田委員と事務局で 3 人で行いました。場所は大野字垣ノ浦、宮浜温泉とその下のほうにあるトンネル、そのちょうど中間辺

	りになります。転用目的は、駐車場にすることということで、何ら問題ないと思われます。以上、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございました。 185番について、岩木委員さんお願いいたします。
8番委員	8番の岩木です。番号185番の5条申請についてご説明いたします。現地は、先ほど186号での関連の土地付近ですが、友和と玖島の境の〇〇の隣でございます。186号の土地のいよいよ隣接地になるのですが、6月14日に、事務職員の方1名と堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。先ほど説明いたしましたように、譲渡人〇〇さんは、現在耕作はしておられません。確認時には、もう既に草刈りをしておられました。譲受人の〇〇さんの工場の関係等の車とか、農機具を置かれるために、露天駐車場を設けたいということで申請されました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議長	ありがとうございました。 187番について、木浦委員さんお願いいたします。
2番委員	2番、木浦です。番号187番について、現地の確認報告をします。6月18日に、松井辰夫委員と事務局1名の3名で現地の確認をしました。ここは県道筋で、佐伯中学校のすぐ近くで、譲渡人の〇〇さんが、30年以上ぐらい前から〇〇という〇〇を〇〇されています。ここは、県道とその横が廿日市市道になっているので、市道の分筆をして、その残地ということで、ここに番地が残ったのではないかと思います。顛末書もついており、恐らく30年以上経っていると思いますが、住宅用地として今まで利用されていますし、隣接地に県道、廿日市市道、裏が河川になっているので、隣接人に迷惑がかかるという地形でないです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 それではこの4件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第33号について、許可することに異議はございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３３号について許可することに決定します。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、１１ページになります。 今月の報告は、令和６年５月１３日から６月１０日までの間に受理した１件です。詳細の説明は省略させていただきます。 こちらの件につきましては、前所有者が農地契約手続きを行わず利用していたため、顛末書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。
議長	この件について、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号を終わります。 続きまして、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は１２ページになります。 今月の報告は、令和６年５月１３日から６月１０日までの間に受理した１件です。詳細の説明を省略させていただきます。 本件につきましては、前所有者が農地転用の手続きを行わず利用していたため、顛末書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定によ

議長	る届出について報告を終わります。 それでは、この件につきまして質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《 委員より質疑等なし 》
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号を終わります。 ほかには何かご質問等はないですか。 ないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議いただきありがとうございます。 次回の第 8 回農業委員会総会は、8 月 5 日月曜日、午前 9 時半から、山崎本社みんなのあいプラザ 3 階で行います。 本日はありがとうございました。

（閉会 午前 10 時 10 分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 8 月 5 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（10 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（11 番委員） _____